

寄附申請書等の様式及び道路敷地寄附補助金の主な変更点について

1 道路敷地寄附申請等に係る様式の変更（令和6年4月1日～）

下表記載の様式について、記載内容等が変更されます。申請に際しては、窓口で配布又は当市ホームページに掲載する新たな様式（令和6年3月下旬掲載予定）をご使用ください。

変更となる様式	変更内容
道路敷地寄附事前協議申請書（様式第1号）	記載内容の修正
道路敷地寄附申請書（様式第3号）	記載内容の修正
登記原因証明情報 土地登記承諾書	「 <u>登記原因証明情報兼登記承諾書</u> 」に様式を変更（統合）
道路敷地寄附補助金交付申請書（様式第5号）	記載内容の修正
道路敷地寄附補助金の口座振込に係る委任状	記載内容の修正

2 道路敷地寄附補助金の額の変更及び補助対象の見直しについて（令和6年4月1日～）

令和6年度から道路敷地寄附補助金の交付額が変更となります（下表参照）。また、補助対象となる道路敷地寄附について一部見直しを行います。予算に限りのある補助金をできるだけ多くの方に交付するため、皆様の御理解をお願いいたします。

令和5年度（変更前）		令和6年度（変更後）	
◎補助金額		◎補助金額	
寄附に係る道路敷地の面積（㎡）	補助金額（円）	寄附に係る道路敷地の面積（㎡）	補助金額（円）
0㎡を超え <u>5㎡</u> 以下	<u>170,000円</u>	0㎡を超え <u>10㎡</u> 以下	<u>120,000円</u>
<u>5㎡</u> を超え <u>10㎡</u> 以下	<u>190,000円</u>	<u>10㎡</u> を超え <u>20㎡</u> 以下	<u>140,000円</u>
<u>10㎡</u> を超え <u>15㎡</u> 以下	<u>210,000円</u>	<u>20㎡</u> を超え <u>30㎡</u> 以下	<u>160,000円</u>
<u>15㎡</u> を超え <u>20㎡</u> 以下	<u>230,000円</u>	<u>30㎡</u> を超え <u>40㎡</u> 以下	<u>180,000円</u>
<u>20㎡</u> を超えるもの	<u>250,000円</u>	<u>40㎡</u> を超えるもの	<u>200,000円</u>
◎補助金の交付対象となる道路敷地寄附		◎補助金の交付対象となる道路敷地寄附	
①建築基準法第42条2項道路後退用地		①建築基準法第42条2項道路後退用地	
②道路後退行政指導に係る地区整備計画（山田・宮元町、木野目、南田島）に定められた道路用地		②道路後退行政指導に係る地区整備計画（山田・宮元町、木野目、南田島）に定められた道路用地	
③昭和62年3月31日までに道路位置指定を受けている道路用地		③補助対象外	
<p>※ 表内の下線部分が変更箇所となります。</p> <p>※ 寄附地に係る測量・分筆等に要した費用（実費）が、この表の補助金額を下回る場合には、測量・分筆等に要した費用（実費）が補助金額となります（令和5年度・令和6年度ともに）。</p>			